

第1回区立保育園における保育のあり方検討会

- 1 日時 令和2年12月18日（金）10時00分～12時20分
- 2 場所 世田谷区区役所第4委員会室
- 3 参加者
委員 森田委員長、田谷委員、加藤委員、菊池委員
事務局 世田谷区保育部保育課

4 議事内容

- (1) 委員の紹介
- (2) 委員長の互選
森田委員が委員長に選出
- (3) 検討会の運営について
検討会要領の内容確認
作業部会の設置

【要領に関する質疑応答】

委員 子どもを保育園に預けたことにより、保護者として関わりその後、世田谷区の子ども・子育てについて仕組みづくりに力を注いできた。自分の状況を発言できない子どもに対する福祉サービスは、相互によりよい質に向けて支えあい、高めあう質でなければならないと考えている。世田谷の子どもたちを豊かに支えられる仕組みづくりを10数年やってきた。しかしながら、人間は絶対ではないし、これだけ大きな施設数を擁しているのに、残念ながら、問題が起こってしまう。問題が起こってしまったときに、力のない子どもの命が奪われてしまうことは、絶対に避けなければならない。そのために、どうやったら予防できるかの仕組みづくりを最大限やっていかなければならない。市民社会を含めた社会全体が、子ども一人一人が健やかに人生を全うできるような社会にしていかなければならない。けれどもそこがなかなかうまくいかないところの一つとして、今回このようなことが起こってしまったと思っている。

であるならば、私たちが今までやってきたことを振り返りながら、では今日から一体何をやるべきか、何をすれば子どもの命を一人残らず大事にしながら、こどもの権利が守られるのかを皆さんと考えていきたい。こうすべきという提言だけでは現場は変わらない。命は救えたけども、育ちが保証されなければ意味がない。1人の子どもの総合的な権利の具体化という視点で、どうやって質を高めていくか。不適切な保育が区立保育園において顕在化したことについて、これまで保育の質のガイドラインをはじめ様々な提言を行ってきたし、せたほっと、児童相談所などもある中で、これらが機能しなかったということは、何が問題だったのか、多面的な見方の中で、きちんと議論していきたい。

今回委員に就任いただいた方々は世田谷区の公立保育園のあり方を議論するのにふさわしい、専門的立場からご意見をいただける方々であるので、事務局にお願いしたいのはこの方々が安心して発言し、様々な立場から議論を戦わせることができるよう、進行などに配慮していただきたい。

公立保育園への期待に応えられるように、公的な仕組みと私的な仕組みをコーディネートしていく

必要があり、これだけ多くの公立保育園を運営していて、積極的に活用していこうとしている世田谷区の責任でもある。今までの公立保育園のあり方、質の向上に向けた取り組みを踏まえて、この議論を展開できれば、よりよい形で世田谷区の区立保育園のあり方が変わっていくのではないかと考える。

《作業部会の設置、検討会の運営について事務局より資料を用いて説明》

【議事】

委員 どこまで当事者のプライバシーを保護するか、共有しながらここまでは非公開とするなど。

委員 所掌事項、ここの会議体での掌握事項、大きく言うと二つ。一つ目は、この人のやったことについてどう考えるかという問題について、どこまで私たちがしなければならないかということ。二つ目は、保育のあり方について、この後の仕組みについてどうするかということ。特に一つ目の事項については、この委員会でもどこまで求められているのかということ、そこはどうなのか。

事務局 今回の事象について、把握いただいたうえで、検証をし、保育のあり方をまとめて公開していく予定である。そのため、個人を特定した踏み込んだ検証ではないのかなと思っている。一般化した内容で検証し、記述していくのではないかと。後段の区立園のあり方については、ありのままに検証していただいて、再発防止についてまとめていくというイメージでいる。

委員 ご参加の委員方は、今回発生した事例の課題とその後の取り組みと、今どうなっているのかということについて正確にまだご存じない段階なので、ここからしっかり共有してどこまで議論して、結論を出すのかということについて、保育のあり方の部分に関してはどういう形ででも私たちの議論の展開は可能だが、最初のところ、この事実が発覚したことを受けて一体何を私たちはしなければならないのかということ、なかなか議論をどこまでどんな風に、筋を立てていくかということが見えない。ここについては、状況を聞く必要がある。こちらとしてはどうしたらいいかという話をさせていただいたうえで、この会議を進めていくということにしたい。

委員 この事件が起きたことを、特殊事例として深掘りしてここで検討するわけではなくて、こういうことが起きた背景が、保育園全体にどのように広がっているのか、これを元にしてもう一回保育を見直し、ここが足りないだとか、同じような問題につながる部分があるかということについて議論しないとけない。

委員 特定の事例ではなく、保育園運営全体、園長が保育士たちをどんなふうに指導しているかが根底にあると思う。事実を教えていただいてから、一般論プラス問題事例に対して園長としてリーダーシップをどう発揮していかなければならないか、について議論していきたい。

委員

事務局

事務局

委員 9月25日に区民の声に声が上がってきて、2週間後には通報がきている。この2週間の間に同じ方がもしかしたら通報したのかもしれないが、その方が見ていて何の進展もなかったと認識して、通報という手段を選んだのではないか。区民の声の時点で、保育園に対して指導はあったけれども、そこで早速動かなければならなかったのに、2週間もの間、何もされていない。

事務局 9月9日に保育士から園長に対して、子どもに乱暴な対応があるという内容で相談があった。

自分たちは子どものことを守っていくことが重要だと考えているので園長に相談したというもの。

当該保育士に園長が指導をしたのが9月24日。園長は、この保育士に普段から少しづつ指導、注意していたけれども、なかなかうまくいかない。この人に効果的に話をするためにはどうしたらよいかということを考えあぐねていた。途中、話す機会を予定していた日があったのだけれども、園内で事故対応などがあり、機を逃してしまっていて最終的にこの24日になってしまった。

委員 9月9日に相談のあった後、24日までは基本的には何もしていないということか。

委員 これだけ間があいたということ、そこにも何らかの理由があった気がする。

委員 ほかに気になったことは。

委員

事務局

委員

事務局

委員

事務局

委員

委員 資料についての説明はこれで全部ということであるので、ここからは、当該保育士のやったことその中の組織の問題。その当事者が独自の価値を持っている。その価値を変えることができなかつたのはなぜか。当該保育士の問題と組織の問題は分けて考えることが必要。

当該保育士が 年間勤務していて、保育に対する姿勢、考え方、保育士としてのあり方、こういうものを変えることができなかつたのではないか。というのは、変えなくてよかった価値観なのか、やっぱり絶対変えなければいけないものだったのかも含めて議論する必要がある。通常、こういうことが具体的な保育の中で発見された場合に、その保育士に対する指導、支援がどのように行われていくものなのか、この人が抜けてしまったことなのか、全体としてわかりづらい。

委員 この方が、ある日突然この園でこういう不適切な対応をしたとは思えない。前にも同じようなことがあったのではないか。いろいろなことがちょこちょこ出ていながら、送られてきた結果、ここでこのように出てきた。もっと早く、「それはだめだよ、保育というのはこうだよ、もう1回勉強しなさい、検証しなさい」という対応がされていたのか。何となく見逃されて、送られてきてしまったのではないか。

委員 保育課の調査では、職員会議では当該保育士の主張が強いため、ほかの職員が意見を言えなくなってしまう傾向にあったとか、活発な意見交換にはならないこととか、この人がかなり保育園を引っ張っているというような記載がある。組織の問題として、こういう状況を園長自身がキャッチしていたのかということと、園長が相談をするシステムが整っているのか。事実としてこういうことがあった、こうだったということは書いてあるが、その後どう講じられたのかということが書かれていない。

委員

子どもに対してどうなのか、それって子どもからみて怖くない？と職員同士で言い合える関係は、
作ってほしいし、その職員に言えなくなる傾向があったのであれば、園長の役割としてそれは園長が正すべきである。園長が「それって虐待になっちゃうよ」と軽く言って相手にハッとさせるという、その一言で考え方を考える人もいる。

それは古い、集団保育と親御さんへのリップサービスするのではなく、子どもにとってその保育はどうなのか、子どもは発言できないじゃないかということは、園長、主任、区立保育園はベテラン保育士がたくさんいる。ベテラン同士の中の日常会話の中で交わされるべきだ。

当該保育士への園長の指導がどうだったのか。公立園長は競争を勝ち抜いて園長になっていて、問題事例の解決方法についても研修を受けている。今回の行為が周りに影響していく認識で、指導していくべきだった。園長同士が情報交換できる場は、地域でもネットワークを組んでいる。園長会では言えなくても、言える場はいくらでもあったはずだ。園長同士の自浄作用が働く場があったのに、もったいないと感じる。

委員 園長先生がこういう状況を放置していたとは思えない。指導していたが、その言葉が自分の振り返り、反省に入らなかったという面があるのかもしれない。これを子どもにやったら当然不適切だと思わなくてはいけない、それが保育士の資質である。子どもが嫌がっているのに自分の思いだけでやる、子ども主体ではないということも指導されてきたのに、変化がないように思える。

委員 保育課の調査によると、指導が入ると自制がかかるが、その場を過ぎると忘れてしまうとか、話を聞かないというのが強いというヒアリングがされている。園長の話が通りにくい関係性になっている。それくらい危機感にはあった。育成支援班も去年からこの職員に注目している。職員の異動は大体、何年ごとに行われるのか。

事務局 4年です。

委員 そうすると、当該保育士は [REDACTED] この園の中では中心になっている勤務年数であったことは確かだ。仮に巡回指導や園長の指導がなかなか入りにくい、定着しにくい。具体的な保育に反映されにくい一面があったとすると、そういう人たちに対する対応というのはどういう風にされていたのかということが、次の問題になってくる。

委員 確かに異動では、その職務に向かない方が入ってくることもある。異動してきたばかりだとすぐ次の職場へ出せない。その職場で一生懸命指導しても、やっぱり向かない方について、異動するまで我慢して、異動してもらえば終わりという感覚。いくら指導しても自分のやり方を変えない方たちに対して、民間だったら違う手もあるかもしれないが公務員はそうではない。異動してその場では一件落着するが、異動した先ではまた同じことが起こる。

委員 育成支援班の巡回報告がどう活かされていたのか。この報告書は保育士の方々は見ているのか。

事務局 園には見せていない

委員 どう使われるのか

事務局 育成支援班の中で、情報提供し、共有し、活かしていく。次に巡回に行くときに、この同じ視点で見て来る。保育士がどういう風に成長しているか、園長がどのような人材育成を行ったのか。その経緯を聞き取り、継続的に活かせるようにしている。

委員 一つはその使われ方も問題として考えなければいけないだろう。

今までの資料の中で気になる点、もう少し説明してもらわなければいけない点があると思うが、いかがか。

9月9日から24日までの空白期間についてどうしていたのか。

当該保育士の行為が9つに増えている中には、明らかに虐待だと思えることがある。

4つについて認定したのが10月16日、9つに認定したのが11月25日。4つから9つに増えたことについてどう判断しているのか。ここの認識の違いはなぜ出てきたのか。どこが問題で、どこは仕組みの中で解決できそうか、ここは大きな課題ととらえているとか、その辺の認識はどうか。

事務局 事例の経過について説明させていただくと、世田谷区に寄せられたもの、ここの中から保育課内で確認してまず4つあげた。増えたことについては、保育部で区立保育園の指導権限を担う保育・認定調整課において、保育士、保育補助者も含めてすべてアンケートをとるなど収集した内容そこから複数の証言のあった内容をふるいにかけて、ここは間違いなくあったらと出てきたのがこの9つとなる。

委員 そうすると保育課で聞き取りをした中では、4つしか出てこなかったということか。

事務局 通報のあった日から、まず園長へ、そして正規職員全員に聞き取り調査をした。11月25日の事象の発言もあった。あったが10月16日のケース会議で確認したのは複数の職員がこういった事象を見ました、なおかつ当該保育士に確認をしたらやりましたと、確実に事象として成立するものをケース会議で確認した。そのあと保育・認定調整課においても、再度聞き取り調査を行っている。こうした部分を踏まえて最終的に複数の職員からの発言をとらえて9つということで、特別指導検査の結果として受けている。

委員 違和感を持ったのが、ケース会議での確認の4つは虐待とまでは言えない、マルトリートメントの範囲だと思う。もうちょっと保育、気を付けてという話で済むような気がしないでもない。ただ特別指導検査で出てきた9つについては、明らかに虐待だ。身体的虐待も、心理的虐待もある。この落差、これだけ違ったものが時間をおいて出てくるのはどういうことなのかという気がしている。

委員 この問題というのは重要だと思っている。その後の親御さんたちの言葉の中に、これが怖いという子どもたちの言葉が散見されるので、文書指摘があった保育認定・調整課のものは実際の子どもたちや親たちが把握しているもの、あるいは子どもたちが訴えていることに非常に近いものがここにあると認識しなければならない。4つについては、書き方の問題なのか、あるいは認識していたんだけどもこういう書き方ではなく、まとめて書かれたのか。言動として子どもや保育士の言葉として出てきていなかったのか、この辺はどうか。

事務局 聞き取りの中で確実に挙げられる事象を10月28日、29日の保護者会でお話をし、今現在調査続行中であり、そのほかの部分もあるが、まだ確定には至っていないとお話ししている。最終的に調査結果がまとまった時点で、再度報告しますと伝えて保護者会を終えている。そういった事情でまずは確実なものでケース会議を行った。(注)12月8日・9日の保護者会で特別指導検査の結果について報告済み。

事務局 最初の4つは本人の意見を聞いたうえでの判断である。最終的に保育認定・調整課で行ったものは客観的に事象だけを書いてあるので、こうなっている。

委員 とすると事象としては、保育・認定調整課のものを事象としてとらえなければならないと考えた方がよいということになる。そこについての確認が非常に大事だと考えている。この事実が出てきたときに、それぞれの委員の立場でどう感じるかを話してほしい。

委員 4つを見たときには、擁護しながら書かれていると感じたが、9つについては、明らかに虐待だと思った。食べたくないものを無理に食べさせるなどということは、施設長への注意として周知されている。好き嫌いの是正の躰の範囲を超えているようなことをした場合にはきちっとそれは違うと指導する。おでこに消しゴムを置くなどという行為は考えられない。みんなが見てないところでやったのではなく、職員が知っていたのであれば、職員もいけない。子どもを誰もかばって来ていないということ、自分が親だったら耐えられない。

委員 私が親の立場だったら、すぐに保育園を変える。子どもを馬鹿にしているとしか思えない。人権を侵害している。オムツとか下のクラスに連れていくとか、一番子どもが苦しいところをあえて攻めている。これをされた子どもは自分がこれができないからだと言われている気がして、親に言えないかもしれない。本当にプライドを傷つけている。自尊心が養われているか、現担任がフォローしてくれていけばよいと感じる。

委員 私はこれは虐待だと本当に思う。保育現場から外して、少し研修して自己反省させて、保育現場に戻すというレベルで本当にいいのか。

委員 最初に事務局に確認したことであるが、この委員会ではどのレベルまで対応するのかということ、いま三委員のお話を聞いていると、この人の保育士としてやったこと、その保育園が暗黙に承認してしまったことについてどう考えるかということについては、ここはやはり三委員の話を踏まえても厳しく対処しなければならないと感じているが、この点についてはどうか。

事務局 その点については、しっかり受け止めなければならない。特に児童相談所がきて、認可権限がきた年でもあるので、そこはしっかりと先生方からいただいたご意見は反映させていきたい。

委員 毎月1回、これから議論していくわけだが、11月25日の保育認定・調整課からの文書指摘を見る限り、これは保育園の中での虐待と捉えなければならないという認識を強く共有された。ここからこの問題についての事実関係をきちっと押さえていく。10月16日のケース会議では、当該保育士と保育課での間でこういうヒアリングしかできなかったということについて、この仕組み自体の甘さを考えなければならない。今後のあり方として、何かが起こった時というのは、一つ問題が明るみになった時には絶対ほかに何かある。予防、早期発見、事後的対応として捉えておかななければならない。早期発見くらいに収まってくれればよいが、ここはやはり虐待の事象があったと考えて次の議論をしていかなければならない。

今後の進め方について、第1の問題についても議論の必要があるという認識なのできちんと資料を出していただきたい。それ以外でも、こういう資料がもうちょっとないと議論が展開しないということがあれば、出していただきたい。

委員 当該園の職員のヒアリングの中で、どんなことが話されたか、このことを職員がどう見ていたのかがわかる資料。

委員 誰が言ったかがわかりづらいので、資料をもう少し整理してほしい。園長がどう認識していたか、副園長、主任、同僚がそれぞれどう認識していたかがわかるように。

委員 同じようなことがほかの園でもあると思われる。何かあっても言いにくさとか、園長のマネジメントができなかったとか、いろいろ出てくると思われる。この園で起きている職員同士の関係とか、園長のマネジメントとか見せていただくと、ほかの園では同じようなことはないのかということが問える。

委員 自己セルフチェックシートが見たい。自己チェックができなかったということだと思うので。

事務局 先ほどもこの行為は虐待であるというご意見が出た。この話も踏まえて今後の対応を考えていかなければならない。

委員 児童相談所では、保護者がこのような行為を子どもにしたら、それは心理的虐待になりますよと注意喚起していく。住民にはそう言うっておきながら、保育園の職員が同じようなことをやっていて、これが虐待かどうかをじっくり考えるということにはならないだろう。

委員 今回のような行為は虐待行為なんだということ、子どもの権利の侵害をしているということを親御さんに対してもしっかりと伝えなければならない。暴力のない子育てをしていただかなければならないという、世田谷の子ども子育ての基本が侵害されているということだ。そこについては、私たちは啓発活動が不足していたということについて認識しなければならない。

事務局 1回目の保護者会での4項目については、これが不適切な保育に当たるのかという意見が多かった。2回目に関しては、「この行為がされていたことを知り涙が出る」「園長はこんな行為を見逃さないでほしい」という声が多かった。

委員 調査の仕方は意識を変えていくことにもなるので、大事にしなければならないし、慎重に出していかなければならない。

9つの項目に、自分が見たみたい項目もある。調査結果は事実として捉えてよいか。保育士によるところの虐待には当たらないのではないかと判断したのは、9項目も含めての認識だったのか。

事務局 4項目については、保育の質ガイドライン、保育所保育指針に照らした時には、完全に不適切な保育と言わざるを得ないということで保護者会でもお話しした。2回目の保護者会で、不適切と虐待の違いについてこの件はどちらなのかという質問があった。虐待の定義についてお話ししつつ、子どもたちにとってこれらの行為が子どもたちから見てどうだったのかという部分は、どれくらいの影響を与えたかという度合いにもよってくるので、そこは慎重に見ていかないといけないというお話をした。ただ、行われた保育内容としては、やってはいけない保育であるというお話はしている。

委員 虐待はその行為に注目してください。子どもがそれをどう受け止めたかではなく、行為自体が虐待に当たれば、虐待になる。子どもが大丈夫だからとみていくのは、それは違う。

委員 虐待の基準が公表されているわけなのだから、それに照らしてこれが虐待行為に当たるかどうかについて作業部会においてきちんと整理して、ここに持ち込んでもらいたい。

私の方から、ソーシャルワークの参考資料を持ってきたので、次回はそれも参考にしていきたい。同僚はその行為を見たときにまずはどうしなければいけないのか、その後どんな体制でそれをなくすための試みをしていくか、手順の問題も大事であるし、システムの中で指導していても園に伝わっていなかったのであれば、その問題について有効な方法はどうかについても考えていく必要がある。

次回については、まずこの行為についての問題を確認したうえで、各取り組みの検討に入っていくということによろしいか。

委員 厚労省が施設評価のガイドラインを出している。まさしくこの通りやっていたら何の問題もないはずだ。第三者評価のチェック項目であるので、保育指針、子どもの人権に則った保育内容がしっかり書いてあるので、この項目どおりしっかりやっていたらよいだけのこと。これも見ながら資料作成してほしい。

委員 かなり深刻な状況だということを感じた。残り3回の中でしっかり議論してそのうえで、不適切な保育があらゆるところで行われないような仕組みをどう考えればよいかということ、また親も含めた子育てが適切に行われて子どもたちが健やかに育つ世田谷区でありたいわけなので、そこに向けて私たちはどうすればよいかということについて、方向性を持った議論をしていきたい。先生方にはよろしくお願ひしたい。